

(第十五工場ハ三月一日第十五工場ハ三月七日ニ旧制度
ト為スヘク工場主任迄申出)

一 會社側

野田町有志者ノ注意勸告ニ依リ特種事業ヲ
請負ト為スコトトシ二月廿一日ヨリ旧來ノ一人分ヲ一日
ノ分量トシテ公表スルト共ニ聯合會ノ幹部ニシテ職工
タル山口六市、和田喜一郎ノ二名ハ工員規程案
施後缺勤勝ナリトシ解雇セリ

一 職工側

- (一) 山口、和田二人ノ復職
- (二) 定休日ニ日給支給
- (三) 會社囑託富田佐美三郎排斥
- (四) 従来通請負制度実行スルコト

(五) 常備工員規定ニ依リ時間實行ニ決定

(六) 作業制ノ標準五ヲ従来ノ四トスルコト

(七) 業務上ノ負傷ハ出勤トシ全快迄日給 支拂ノコト

(八) 歩引ハ不都合ニ付取消スルコト

(九) 工員規定改正又ハ變更ノ際ハ職工側ヨリ

代表者ヲ出席セシムルコト

(十) 本年一月十日工員規定改正後 四月十五日、十六日

ノ兩日ノ公休日ニ日給ヲ給與セサレモノアリシヲ以テ

之ニ給與方ヲ交渉スルコト

(十一) 動機トシテ野田病院長排斥ノ件ニ付協議

(否決)

(十二) 工員ノ理髮ヲ今後工場内ニ於テ休憩時間

ヲ利用シ給與ナシケルコト